

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
2019年東京国際交流館国際交流フェスティバルの実施	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.7.19	東映株式会社 東京都中央区銀座3-2-17	6010001034866	本件企画競争による公募において提出された企画提案書について、企画提案審査を行った結果、高い評価を得た企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	17,000,000	-	-				企画競争
2019年度日本留学フェア(台湾)実施業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.7.11	傑士達文化事業有限公司 台北市大安区忠孝東路四段297号12F		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること、及び日台双方の高等教育機関ネットワークを活用できる必要がある。外国での契約及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当。	-	18,407,426	-	-				随意契約 (海外での契約)
東京国際交流館C棟における楽天モバイル無線基地局設置許諾契約	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.7.18	楽天モバイル株式会社 東京都世田谷区玉川1-14-1	2010901041404	【収入】 東京国際交流館においては、既に携帯電話通信事業者3者の基地局が設置されており、今回は新たに携帯電話事業に参入した事業者との契約であり、現時点において、自社による基地局や設備を有している通信事業者は他にないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	5,520,960	-	-				競争性のない 随意契約
平成30事業年度財務諸表の官報掲載業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.7.18	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2官報神田錦町ビル	1010001034053	官報公告掲載料金については、官報公告等掲載約款により国立印刷局が定めており、官報販売所及び取次所によって金額の差異は発生しないことから、目的が競争性を許さない場合に該当するため、会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	2,440,880	-	-				競争性のない 随意契約
令和元年度情報連携用システム改修業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.7.29	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	当調達の改修の対象であるソフトウェアはエヌ・ティ・ティ・データ社製番号制度対応パッケージソフトウェア「GRANPIATT®」を使用している。本ソフトウェア標準画面は当該パッケージのコア部分に当たり、一般に公開もされていないため、エヌ・ティ・ティ・データ社以外の第三者がプログラム改修を行うことは許されない。著作権を有する会社以外では、実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	285,120,000	-	-				競争性のない 随意契約
2019年度日本留学フェア(香港)実施業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.7.30	香港留日学生会(JUAS) 香港中環交易廣場第一座46樓		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること、及び日本香港双方の高等教育機関ネットワークを活用できる必要がある。外国での契約及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当。	-	1,346,258	-	-				随意契約 (海外での契約)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。